

## SA 実施における指導内容について

### 1. 国際文化学部としての SA 中の禁止・遵守・注意事項

#### 禁止事項

- (1) 車・バイクの運転
- (2) アルバイト
- (3) 禁止・制限薬物

SA 先、SA 先以外の通過地・滞在地、あるいは日本の法律で、禁止または制限されている薬物の使用および保持を禁止します。

- (4) カジノ等の賭博行為

SA 先や SA 先以外の通過地・滞在地の法定年齢に達していても、日本の法律に従い、SA プログラム期間中の賭博行為を禁止します。

- (5) 飲酒

SA 先や SA 先以外の通過地・滞在地の法定年齢が 20 歳未満であっても、日本の法律に従い、20 歳未満の者の飲酒を禁止します。また 20 歳以上であっても、SA 先や SA 先以外の通過地・滞在地の法定年齢に達していない者の飲酒を禁止します。

- (6) 民泊サービス

民泊サービス（Airbnb 等）については、相対的に安価で、かつスマートフォンのアプリで手軽に利用可能なことから学生好みであることは理解できますが、現段階ではトラブルも多く報じられており、Airbnb に限らず、同種のスマホアプリを利用した民泊サービスについては SA に参加中の学生たちの利用を全て禁止とします。

これは、SA 学生側が部屋を汚したり物品を壊したりといった過失により加害者になってしまう可能性がある一方、オーナー側による暴行、窃盗、盗撮など SA 学生が被害者になる可能性もあり、アプリにより本人認証はされているものの、ホテルなどの法的な規制の下にある宿泊施設に比べ、不確実性が高く、勉学を第一の目的とし、大学のカリキュラムの一環として行う留学において、わざわざそうしたリスクを取ってまで旅行をする必要性は認められないための措置となります。

- (7) 配車サービス

上記①同様、現段階において配車サービスに関するトラブルが多く報じられています。そのため、Uber 等のスマホアプリを利用した配車サービスについては原則禁止とします。ついでには、事前にバスや鉄道などの公共交通機関の発着時刻を調べておく、正規のタクシー会社を利用するなどの対策を講じてください。

#### 遵守事項

- (1) 緊急連絡先に関する事項

SA 先到着後 1 週間以内に、SA リーダーはメンバー全員の「緊急連絡先」を集約し、SA

ポータルサイトを通じて、SA 担当教員及びグローバル教育センター国際交流課 SA 担当に必ず報告して下さい。また旅行等で SA 先を離れる場合でも、緊急時に備え、確実に連絡がつく態勢を取って下さい。

## (2) 旅行届に関する事項

旅行届は出発の **2 週間前**までに SA ポータルサイトを通じて提出し、その返信を必ず確認して下さい。

### **注意事項**

(1) パスポート、クレジットカード、金銭などの盗難

(2) ビザ有効期間の確認

ビザ更新が必要な学生は、ビザの有効期間が SA 期間を十分カバーしていることを確認して下さい。

(3) 宗教やカルト団体等への不審な勧誘

## 2. ビザおよびビザ取得後の海外渡航の禁止について

(1) シングルビザとは

SA の際に取得するシングルビザとは、SA に伴う入出国を 1 度のみできるビザのことです。そのため、SA 前にシングルビザを使用した場合、新たにビザを再申請する必要があります。

(2) 原則として、ビザ取得後の海外渡航は禁止します。

(3) 特別な理由によって留学ビザを取得後に海外渡航を希望する場合、また体育会活動などの理由によって SA 出国日時の変更を希望する場合には、原則として SA に参加する年度の 5 月 31 日までに以下の申請書類を学部事務課に提出し、学部の承認を得てください。

- ① 学生本人ならびに保証人がその理由を記した申請書（学部事務課で入手する）
- ② 体育会活動などの場合、所属運動部の部長等が大会概要の詳細等を記した依頼書（各団体において独自に作成する）

## 3. SA 期間中の届け出について

(1) SA プログラム期間中は、毎月 1 回、学習状況、生活状況等について、大学に報告する義務があります。また、プログラム期間中、留学先を離れる場合は、行き先、期間、連絡先等を記載した旅行届を出発予定日の 2 週間前までに SA ポータルサイトを通じて大学に提出し、承認を得る必要があります。

(2) 研究目的のため外務省・海外安全ホームページにおける「危険情報」レベル 1 の地域を含む国への渡航を希望する場合には、次の 1) ～ 4) の条件を全て満たし、学部の承認が得られた場合に限り例外的に渡航を認められる場合があります。なお、レベル 2

以上の地域については、SA 学生の渡航は例外なく全て禁止とします。

- 1) SA ポータルサイトに所定の内容が記入された「旅行届」が出発予定日の2週間前までに提出されていること。
- 2) 旅行経路および宿泊先について、詳細が「旅行届」に記載されていること。
- 3) 観光以外の渡航理由が「旅行届」に記載されていること（なぜ計画中の旅行が研究上必要かについて200字程度で具体的に記載し、SA 担当教員の承認をえること）
- 4) 保証人からの「承認願」が出発予定日の2週間前までに提出されていること（書式については学部 HP からダウンロードし、必要事項を記入し捺印したものを郵送またはメール添付で保証人が提出する。郵送の場合は、国際文化学部担当事務宛、メール添付による画像での提出の場合は、国際文化学部事務とSA 担当宛、学生本人に CC する形で送信する）

※外務省・海外安全ホームページにおける「危険情報」レベルについて

レベル1：十分注意してください。その国・地域への渡航、滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。

レベル2：不要不急の渡航は止めてください。レベル2の地域については、SA 学生の渡航は例外なく全て禁止となります。

#### 4. 特約保険について

大学を通して加入している保険では、あなたが被害者となり、そのことによって現地で裁判などに要する弁護士費用などはカバーされません。そのため、このような「弁護士費用補償特約」には独自に別途加入する必要があります。なお、別途加入する場合には、新たな保険会社と契約し、その契約に伴うオプションとして「弁護士費用補償特約」に加入することになります。また、その上限支払額は100万円程度に設定されていることが多く、現地での弁護士費用等を負担するには十分とは言えないこと、さらにこうした特約では、補償の対象となる訴訟の種類を限定している場合があることについて、ご了承ください。参考までに以下に「弁護士費用補償特約」を扱っている保険会社を記しておきます（2017年10月現在）。ただし、この特約保険は大学が仲介するものではないため、これへの加入は任意となります。また、複数の会社の海外旅行保険に同時に加入した場合の、補償額の按分比率などについては、ご自身で保険会社に確認してください。

- ・三井住友海上の海外旅行保険の「弁護士費用補償特約」
- ・ジェイアイのネット専用海外旅行保険「たびほ」の「弁護士費用補償特約」

以上